

## 民法の成年年齢の引下げについての意見（案）

当審議会は、平成20年2月開催の第155回会議において、民法の成年年齢の引下げに関する諮問第84号を受け、機動的・集中的に審議を行う必要があるとして、専門の部会である民法成年年齢部会（部会長：鎌田薫早稲田大学教授）（以下「部会」という。）を設置し、部会での調査審議に基づき更に審議することとした。

そして、当審議会は、平成21年2月の第158回会議において、部会長から部会の調査審議の経過について説明（中間報告）を聴取し、また、同年9月の第159回会議において、部会長から、部会が取りまとめた別添「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」（以下「最終報告書」という。）に基づき、部会における調査審議の結果の報告を聴取した上、答申に向けて2回にわたり審議をするなど、合計4回にわたり審議を重ねた。

審議の過程においては、最終報告書の結論を是とする意見のほか、民法の成年年齢引下げの法整備の時期が明確ではないのではないかとの意見や、多数の法令が関係している年齢条項の見直しに関する問題は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであり、その検討状況を適時・適切に国民に開示するとともに、若年者やその親権者を含む国民に理解されるよう、国民的関心を高めるなど周知徹底に努めるべきではないか等の意見が出された。

これらの意見を受け、議論の結果、以下のとおりの結論に至った（なお、婚姻適齢については、平成8年2月に答申済みである。）。

### 1 民法の定める成年年齢について

民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すよ

うな施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。

## 2 養子をとることができる年齢（養親年齢）について

養子をとることができる年齢（養親年齢）については、民法の成年年齢を引き下げる場合であっても、現状維持（20歳）とすべきである。